

弁護士・戸出健次郎の 困ったときの相談と転ばぬ先の杖

第1回

農業経営者と「法務」 これからの関係

はじめに「農業をめぐる
法的環境の急激な変化」

平成21年12月に改正農地法が施行されて以降、農業に参入する法人人数が増加したことは周知の事実です。さらに、今般、安倍政権は、TPP交渉参加の方針を決定するとともに、成長戦略第2弾として「攻めの農業」を掲げ、①輸出倍增戦略、②農業の6次産業化、③農地の集積・集約化の3つの政策を示しています。現状では、①②については具体性を欠くものの、③については農地中間管理機構（仮称）という機関を設置する前提で、ルール作りが着々と進んでいます。

今後の農政をめぐるいろいろな考え方がありますが、TPP参加後、日本の農業が勝ち抜いて行くためには、また、耕作放棄地増加等の諸問題を解決するためには、農地をめぐる法的環境が「規制緩和」の方向に進むことは間違いなさそうです。「規制緩和」というと「ルールが少ない自由な競争」をイメージされるかと思いますが、確かに、競争を阻害していたルールが少なくなるのは事実です。しかし、一方で、「フェアな競争」を確保するための新たなルールが制定され、これについては

厳格な運用がなされます。そして、このルールに違反した者に対しては当然ペナルティが課されるのです。「規制緩和」により、農業経営者の皆様を取り巻く法的環境が、一般企業の経営者が置かれている法的環境に近づくといっても良いかもしれません。

よって、これから勝ち抜いて行くとする農業経営者は、従来の農業の世界では馴染みの薄かった法令遵守（コンプライアンス）、組織や意思決定の健全化（ガバナンス）といった視点を持つことが不可欠であり、これらについて、弁護士から常にアドバイスを受けられる環境を整えることが必要になってくるはずです。

「5箇条」 弁護士との付き合い方

現在、弁護士の数は、全国で実働約3万5000人前後ですが、直近10年間で、1万5000人以上増加しています。そして、今後も増加傾向は続く見込みです。これまで縁遠い存在であった弁護士が身近になり、依頼者が弁護士を選択する時代が到来したのです。

以下、農業経営者の皆様がどのような視点で弁護士を選択するべきか、どのような心がけて付き合うべきかを述べたいと思います。

① 農地法や農業に詳しい弁護士を選べし

弁護士というと、あらゆる法律に詳しいと思われるがちですが、実は、全くそんなことはありません。法律の数は膨大ですから、自分が担当した案件に関わる法律や、勉強したことのある法律は詳しい一方、あまり馴染みのない法律も多数あります。

したがって、農業経営者の皆様は、農地法に詳しく、農業業界に理解があるか、少なくとも興味をもっていらっしゃる弁護士、さらに言えば農業をリスペクトしている弁護士を選ぶべきです。何より、業界に詳しい弁護士には話も伝わりやすいですし、農業経営者の皆様の話によく耳を傾け、本質的な問題の解決に力を尽くすはずです。

② 法律だけに拘らない弁護士を選べし

弁護士である私が言うのもおかしいかもしれませんが、誤解を恐れずに言えば、法律によって人が幸せになるとは限りませんし、厳格に法律どおりの結論を出すことが依頼者の納得のいく解決になるとも限りません。農業という業界は、一般の企業等とは異なる独特の慣習、周辺農家を含む地域社会や農協との関係等、考慮すべき様々の事情があるため、

【弁護士の選び方・つきあい方5箇条】

- ① 農地法や農業に詳しい弁護士を選ぶべし
- ② 法律だけに拘らない弁護士を選ぶべし
- ③ 報酬の基準が明確な弁護士を選ぶべし
- ④ 話がしやすい弁護士を選ぶべし
- ⑤ 弁護士と付き合う際には迅速性を重視すべし

何か法的问题が起こったとしても、法律に当てはめて即解決できるという単純な構造ではないと認識しています。

よって、ただ形式的に法律を当てはめるのではなく、考慮すべき様々の事情を踏まえた上で、複数の選択肢を示し、それぞれのリスクと効果を適格に説明した上でアドバイスをする弁護士を選ぶべきです。

③ 報酬の基準が明確な弁護士を選ぶべし

弁護士に依頼をしてしまうと高額な報酬を請求されるのではないかと、いう恐いイメージを持たれている方も多いと思います。これは、弁護士業界の悪しき慣習によるところも大きく、我々としても反省すべき点です。

現状、弁護士の報酬設定は、完全に自由化されており、個々の弁護士が自由に価格設定をすることができるので、高額の弁護士報酬を取る弁護士がいる一方、競争激化のため、低価格で受任をする弁護士も増えているようです。

いずれにしろ、弁護士業務もサービスマスターである以上、需要と供給の関係やサービスマスターとのバランスで価格が決定されてしかるべきです。したがって、自らが提供するサービスマスターと報酬の基準を明確に説明してくれる弁護士を選ぶべきです。

④ 話がしやすい弁護士を選ぶべし

弁護士に相談をする際には、その相談に関わる事実を全て正直にお話いただく必要があります。時には、隠したいこと、話すのが恥ずかしい

Profile



戸出健次郎

(とで・けんじろう)

平成12年 学習院大学法学部卒業
 平成19年 弁護士登録(第一東京弁護士会所属)
 平成22年 悠綜合法律事務所パートナー
 平成22年 度第一東京弁護士会代議員
 専門分野: 農業分野(法務、税務)、不動産関連業務

こともお話いただくこともありま。そうできないと、適切な法的アドバイスをできないからです。

他方、皆さんが、疑問に思う点、不安な点を弁護士に遠慮なく聞けることも同じくらい大事です。弁護士に相談しているのに、疑問や不安を残したままでは相談をした意味がないからです。

そのため、ご自身が話をしやすい、質問をしやすい弁護士を選ぶべきです。これは相性の問題ですが。

⑤ 弁護士と付き合う際には迅速性を重視すべし

法的紛争のほとんどは、紛争が顕在化する前の「紛争の種」の段階でどのように対処するかが最も重要です。「紛争の種」の段階で早めに積極的対応をとるべきか、あえて触れないよう注意をし、その間に対応を検討するべきか、という判断が重要であるということです。「紛争の種」

を単に放置するだけで良い結果になることは、ほとんどないと考えてください。農業関連の案件に関わりませんが、相談するのが遅かったために手遅れになるということは決して珍しくないのです。

そこで、農業経営者の皆様にお願。いしたいのは、何か法的な問題があった場合や、法的な問題なのかどうかわからず不安な場合、迅速に弁護士に相談してほしいということです。弁護士は紛争を解決することだけが仕事だと思われがちですが、それと同じくらい大事な仕事は、紛争を「未然に防止」することなのです。弁護士の「紛争察知能力」と「紛争防止能力」をぜひ活用していただきたいと考えています。

以上、弁護士を選ぶ際の視点、付き合い方を述べましたが、少しでも農業経営者の方々の参考になれば幸いです。